平成２５年（フ）第２０号
茨城県古河市諸川466番地24　赤岩アパート北３
債務者　楠田　武志
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１号
茨城県筑西市海老江627番地
債務者　廣瀬　保徳
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２２号
茨城県坂東市逆井1363番地19
債務者　稲毛田義治
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２１号
石川県野々市市横宮町13番30号　サーパス野々市304号室
債務者　滝町　　昇
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
石川県七尾市本府中町タ部39番地７、住民票上の住所石川県鹿島郡中能登町芹川ヒ部39の３番地、従前の住所石川県鹿島郡中能登町二宮１部28番地８
債務者　中村　博和
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第２８０号
長野県東筑摩郡筑北村坂北5827番地32
債務者　赤羽　幸美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４６８号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ｃ６棟6081
債務者　吉川隆幸こと　吉川　**隆**幸
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９８号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町４丁目269番地　Ｄ－１
債務者　岩田　　淳
1　決定年月日時　平成25年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２号
静岡県下田市敷根11番23号
債務者　高本　廣昭
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２３５８号
名古屋市中川区東かの里町406番地　アーバンかの里103号
債務者　中山　翔太
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０号
愛知県春日井市気噴町北１丁目47番地１　ヴィラ　ブランシェ102号
債務者　島田　伸隆
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８号
滋賀県東近江市佐野町311番地38
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７号
滋賀県彦根市栄町２丁目１番43号
債務者　谷口　由美
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第６１６号
兵庫県加古川市別府町別府557番地ステーションサイド別府405号
債務者　伊勢田武司
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４３１号
奈良県桜井市大字東新堂61番地の５　302
債務者　百軒　仁志
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５００号
奈良市都祁白石町1192番地の91
債務者　泉　喜美代（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５０９号
奈良県生駒郡平群町大字若井310番地の76
債務者　松川眞由美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
奈良地方裁判所